

税制改正主要事項

(H23.7.4現在)

特例措置の内容	関係法令条文
<p>《所得税・法人税》(国税)</p>	
<p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の特例 (中小企業投資促進税制) 平成24.3.31までに取得した以下の設備について取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円以下の法人に限る) 【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置で取得価額が160万円以上のもの ・電子計算機及びデジタル複合機で取得価額の合計が120万円以上のもの ・普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上) ・ソフトウェアで取得価額の合計が70万円以上のもの 	<p>租特10条の3 " 42条の6</p>
<p>○事業基盤強化設備等を取得した場合の特例 平成24.3.31までに取得した事業基盤強化設備又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく承認経営革新計画に従って取得する設備について30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円以下の法人に限る) 【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置で取得価額が280万円以上のもの ・器具備品で取得価額が120万円以上のもの 	<p>租特10条の4 " 42条の7</p>
<p>《自動車取得税》(地方税(道府県税))</p>	
<p>○平成24. 3.31までに都道府県の条例で定めた路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得については非課税</p>	<p>地方税法附則第12条の2の2①</p>
<p>《固定資産税》(地方税(市町村税))</p>	
<p>○平成25.3.31までに取得した低公害車の燃料供給設備の課税標準を3年間2/3に軽減 【対象設備】 CNG自動車用天然ガス充填設備、燃料電池自動車用水素充填設備</p>	<p>地方税法附則15条⑬</p>